

県民行動指針 Ver.8

※下線は改定箇所

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症の第2波防止への「挑戦」のため、以下のことをお願いいたします。

1 感染防止対策を徹底する

マスクの着用を励行し（屋外で人が近くにいない場合は除く）、人との間隔ができるだけ2m（最低1m）空ける、帰宅後や食事前の手洗いをお願いします。

また、発熱、咳、全身の倦怠感等の症状がみられる際には絶対に外出しないでください。

さらに、体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事などの生活空間を分けて、家庭内における感染防止対策を徹底してください。

2 他県との往来は注意して行動する

訪問先の感染状況を十分把握し、継続して感染者が発生している地域へ往来する場合には、感染防止対策に注意して行動してください。

特に、感染拡大注意地域（※）との往来については、慎重にご判断いただくとともに、やむを得ず訪問する場合は、訪問先を必要最小限に限定し、多人数（5人以上）での会食や、接待を伴う飲食店など全国的にクラスターが発生している施設の利用は控えてください。

また、地域外への移動自粛をしている都道府県（※）との不要不急の往来の自粛をお願いします。

（※）に該当する地域は、福井県ホームページ（以下のURL）で確認してください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」

「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（三つの密）を避けてください。

店舗を利用するときには「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていることを確認するとともに、店舗が実施している対策に協力してください。

また、接触確認アプリ（COCOA）を導入し、万一アプリからの通知があった場合には、帰国者・接触者相談総合センター（0776-20-0795）に相談してください。

4 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱等の症状がある場合は、事前に帰国者・接触者相談総合センターやかかりつけ医に電話で相談し、受診時にはマスクを着用してください。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、帰国者・接触者相談総合センターに相談してください。

5 職場における感染防止対策を徹底する

在宅勤務（テレワーク）やシフト制導入など働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、喫煙所や更衣室、社員食堂における三つの密の回避などを徹底してください。

さらに、感染者や濃厚接触者が所属する職場等においては、社員・職員の自宅待機など感染拡大の防止に協力してください。

6 店舗等における感染防止対策を徹底する

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示してください。

また、感染が発生した場合に備え、利用客の連絡先等を記録し、万一感染が発生した場合には、PCR検査や施設名の公表、名簿の提出など保健所の調査に協力してください。

7 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力してください。

8 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、いわれのない誹謗中傷や差別的行為は絶対しないようお願いします。

令和2年7月30日

福井県知事 杉本 達治